

おかやまコープとAMDA(特定非営利活動法人アムダ)の協定書

今、世界では、大規模な自然災害の頻発や絶えない戦争や紛争によって被災し、命をおびやかされる人々、安心できる環境を奪われ、緊急支援を必要とする人々があとを絶ちません。

こうした状況の中で、おかやまコープは、緊急支援を必要としている人々に対して、相互扶助の精神に基づいた新たな国際協力支援活動を進めていくこととし、そのパートナーとして、「救える命があればどこへでも」と緊急救援活動を行っているAMDAの活動に協力していくことを決めました。

AMDAは、おかやまコープの支援決定を受け、おかやまコープとの3つの共通点①喜んでいただくことを最大の喜びにしていること②困ったときはお互いさまという気持ちがあること③岡山発の国際貢献活動であること、のもと、協働して国際救援活動をすすめていくことを確認しました。

ここに、おかやまコープとAMDAは、岡山発国際貢献の推進を共に目指して、次のとおり協定を締結します。

(目的)

第1条 この協定は、AMDAが実施する緊急救援活動などに対して、おかやまコープが支援金拠出を行い、そのことを通じて、協働して相互扶助の精神を地域社会へ広げていくことを目的とします。

(協力事項)

第2条 両者は、次の事項について協力します。

(1) 災害や紛争地域などの被災者救援を中心とした連携

・AMDAが緊急救援活動の実施を決定した場合、おかやまコープは、おかやまコープ国際協力支援基金「AMDA基金」から支援金を拠出します。また、AMDAが恒常的に行っている医療支援活動や生活自立支援活動への支援協力を行う場合もあります。

なお、支援金の拠出については、別途おかやまコープが定める「おかやまコープからAMDAへの支援金拠出方法」を運用します。

(2) 「相互扶助の精神」や「AMDA人道支援3原則」①誰でも他人の役に立ちたい気持ちがある②この気持ちの前には、国境、民族、宗教、文化等の壁はない③援助を受ける側にもプライドがある、を地域社会へ広げていくための連携

・企画行事や学習会、広報物などを通じて、人道的な立場に立った支援活動の精神を地域社会へ広げます。

(3) その他、両者が協議して必要と認める連携

(期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から3年間とします。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1月前までに、おかやまコープとAMDAのいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とします。

2007年10月26日

生活協同組合おかやまコープ

理事長

特定非営利活動法人AMDA (アムダ)

理事長